

●平成30年度福祉サービス（施策）等のご紹介●

☎ 住民福祉課 社会福祉係 ☎62-9144

平成 30 年 4 月～

地域生活支援拠点の整備

障がいのある人が地域で安心して生活できるよう、緊急時の受け入れ体制の確保や相談などを行う地域生活支援拠点を、「諏訪圏域障がい者総合支援センターオアシス」に整備し、障がい者の地域生活を支援します。

平成 30 年 4 月～

日常生活用具 給付品目の追加



埋込型用人工鼻

喉頭摘出者で常時埋込型の人工喉頭を使用する方に対し、埋込型用人工鼻を給付対象に追加しました。

人工内耳音声信号処理装置

聴覚障がい人工内耳埋込術を受け、現在装用している装置が5年以上経過している方に対し、医療保険の対象とならない装置を給付対象に追加しました。

高齢者福祉計画・障害福祉計画 策定

「高齢者福祉計画」および「第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画」を策定しました。

「高齢者福祉計画」は、諏訪広域連合で策定する介護保険事業計画の方向性に基づき町の高齢者福祉の体制を確保するための計画で、「障害福祉計画・障害児福祉計画」は障がい者（児）に関する障がい福祉サービスなどの目標値を設定したものです。計画期間はそれぞれ平成 30 年度から3年間です。

詳しくは、住民福祉課窓口で閲覧いただくか町ホームページをご覧ください。

重度の障がいがある方やご家族へ 特別障害者手当・障害児福祉手当の支給について

重度の障がいがある方で、日常生活において常に特別な介護が必要な方は、特別障害者手当・障害児福祉手当を受給できます。

	対象者	支給金額 (月額)
特別障害者 手 当	・20歳以上の在宅生活者で、重度の障がい2つ以上ある方（内部障がいの重複は1つの障がいとして扱われます） ・重度の障がい1つあり、それが特に重度のため、日常生活動作能力が極めて低い方	26,810 円
障 害 児 福祉手当	・20歳未満の在宅生活者で、重度の障害が1つ以上ある方	14,580 円

※支給には所得制限があります。障がいの程度など、詳しくはご相談ください。

発達障がい者サポーター 養成講座のご案内

発達障がいの方が困っている時、パニックになっている時、近くに理解し見守る人がいることは一番の支えになります。また、ご家族にも支えとなる人が必要です。

長野県では身近なところにサポーターがたくさんいる長野県を目指して、「発達障がい者サポーター養成講座」を各地域で開催しています。

■講座内容：発達障がいについての基本的な知識と対応

■講座時間：90分または45分

※受講者5名以上で開催場所の確保をしていただければ、県より講師を派遣します。



お問い合わせ 長野県発達障がい者支援センター TEL026-227-1810
または住民福祉課社会福祉係 TEL0266-62-9144